

はじめに

本市では、平成18年3月に「協働のまちづくり指針（以下：指針）」を策定し、民間による公共施設の運営、住みよい地域を作るための町内会活動、まちを活性化しようという市民活動団体による事業など、市民の力を発揮したさまざまな取り組みを通じて、市民参画による協働のまちづくりを推進してきました。

協働のまちづくりには、私たち一人ひとりが、変化していく社会情勢や市民ニーズを的確に反映させた共通の目標を持って、継続的な取り組みを行うことが必要です。

このことから、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、指針の内容を改めて見詰め直すと共に、新たな協働のかたちや視点を取り入れ、市民全員の力でより良いまちづくりを推進するために、指針の改定を行います。

第1章 協働の理念

1. 指針の位置づけ

この指針は、室蘭市が進める「協働のまちづくり」について、このまちに暮らす全員（市民・行政・関係機関・団体など）が共通認識をもち、共に住みよいまちにしていくために、それぞれの立場や役割の中で、協働の理念を共有し、取り組みを行う上でのよりどころとなるものとして策定しました。

協働の取り組みの具体的な内容や計画については、市民・行政・関係機関・団体などが、それぞれの意見やアイデアを出し合うことにより形作られます。

また、第5次室蘭市総合計画におけるまちづくりの目標である、「住民みんながまちづくりの主役、市民活動の活発なまち」及び「地域の課題は地域で解決する地域コミュニティ」の個別計画として位置付けられています。

市の協働の取り組み計画や推進状況、実績については、定期的に公表していきます。

なお、指針は時代の変革や必要に応じて、概ね5年ごとに内容の見直しの必要性について検討を行っていきます。

2. 協働のまちづくりを進める背景

（1）協働が求められる要因

全国的に協働によるまちづくりが重要視されている背景には、次のような要因が挙げられます。

助け合いの精神の希薄化

かつて日本の地域社会には、困った時に人が力を貸し合い、足りないところを補い合う「助け合い」の精神がありましたが、戦後、荒廃した国土を立て直すため、国や地方自治体は、都市基盤や福祉、教育などの環境整備に力を入れて復興を図り、その結果、行政依存の傾向が強まり、それまでの市民同士の互助精神が次第に薄れてきました。

また、近年では核家族・単身世帯の増加による家族構成や生活環境の変化により、社会への関心が希薄化傾向にあります。

市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、情報化、少子高齢化、環境問題等、社会環境が大きく変化するにつれて、市民ニーズの高度化や多様化が進み、公共の担い手が、行政だけでは対応できなくなってきました。

地方分権（₁）の進展

地方分権により、市町村の権限が拡大しており、地域の特性を生かした個性豊かなまちをつくるためには、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせないため、市民の意見やアイデアを尊重し、市民と行政が協力してまちづくりを進めることが大切になってきています。

市民意識の高まり

NPO（₂）やボランティアなどが、多くの分野でまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まる中、自分たちのまちは自分たちで住みよくしようという地域の自発的な動きが見られます。

注 ₁ 地方分権：国の財政や権限を地方自治体に移譲し、地方の自立性を認めるしくみ
₂ NPO：非営利団体

（2）自助・共助・公助について

私たちが生活をする中で起こる問題や課題は、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちで解決することが基本です。

しかし、すべての問題を自分（自分たち）で解決することが困難な場合や、効率が悪いこともあります。

個人であれば、身内や近隣の方々の協力、地域の困りごとであれば町内会などの地域団体に解決できる場合もあります。

さらに大きな問題や広範囲に及ぶ場合には、行政が対応する必要があります。

地域や社会で生活する中で何らかの課題や困りごとがあっても、それを解決するために「誰が」どのように行うかという主体の区分が「自助・共助・公助」の基本的な考え方です。

～自助・共助・公助のイメージ～

	自助		共助		公助	
	協働の範囲					
	市民 個人	市民主導	協力・連携		行政主導	行政単独
内容		市民が主体的に実施し、行政が支援・協力	行政との協力・連携		市民の意見を反映	行政が独自に行う
協働の形態 (₃)	補助・後援		共催	協定	委託	計画策定への参画
具体例	町内会への各種補助 福祉・スポーツへの補助 イベントや事業への後援		地域の避難訓練 室蘭市男女共生セミナーの開催	災害時協定 まち「ピカ」パートナー 4	民間団体への業務委託	パブリックコメント ₅ まちづくり協議会 ₆ 各種審議会などの委員

注 ₃ 協働の形態：7ページで詳しく説明

₄ まち「ピカ」パートナー：公共の場所の清掃美化活動を行うボランティア

₅ パブリックコメント：市の計画などへの意見を募集し、意見を考慮して意思決定を行う手続き

₆ まちづくり協議会：市が実施する事業の企画構想段階において、ワークショップ（グループでの意見交換）により市民意見を求める方法

(3) 拡大する公共へのニーズとこれからの協働の領域

これまで本市は、市民と行政による協働のまちづくりを進めてきましたが、地域課題や市民ニーズは、社会の変遷と共に多種多様化し、求められる「公共サービス（₇）」の範囲が拡大しています。

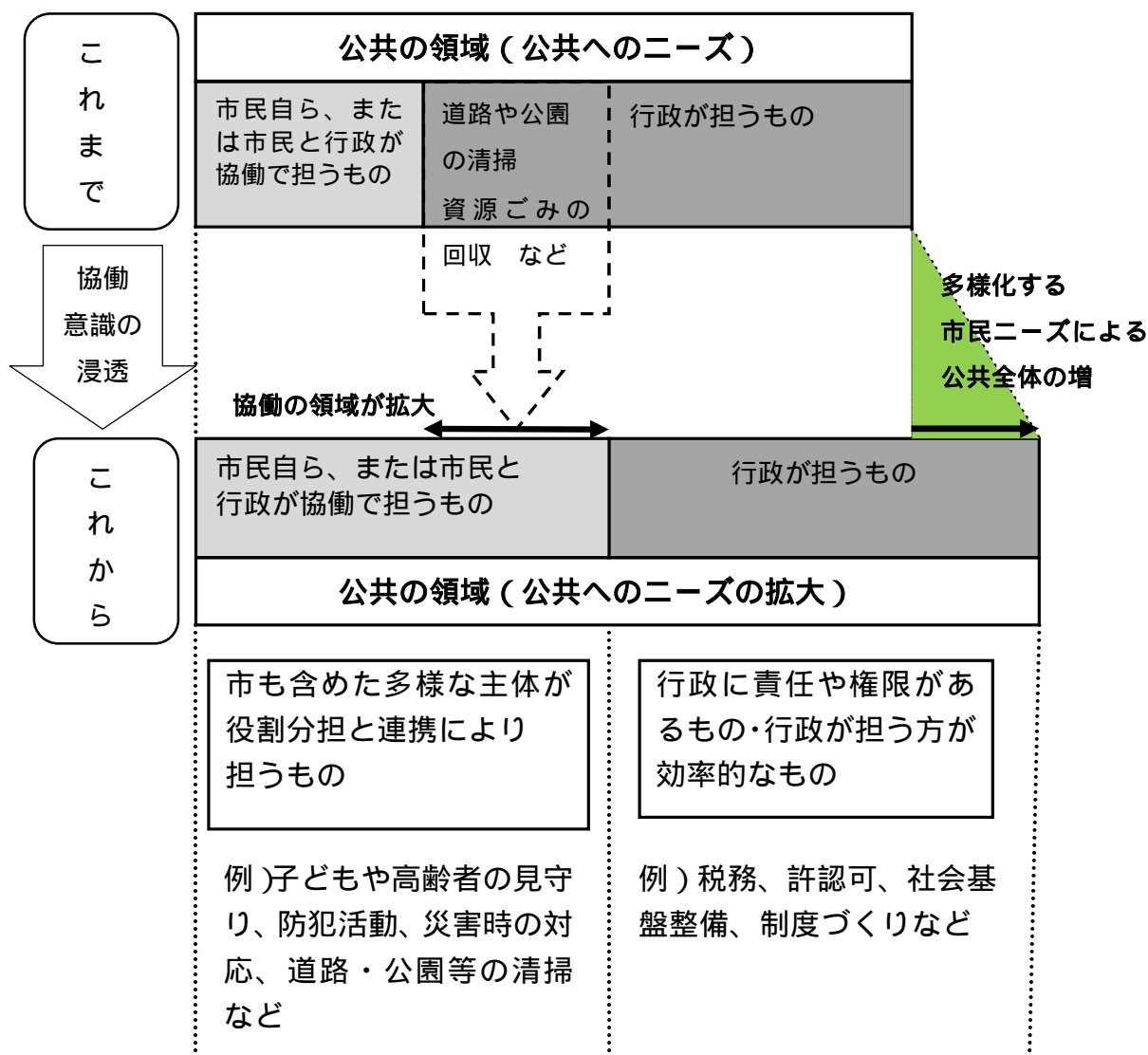
戦後の高度成長期には、行政主導で様々なサービスを行う方が効率の良い面もあり、公共サービスは行政が提供するという固定観念があった側面もありますが、今後、ますます地方分権が進む中で、多様化する社会のニーズに対応するためには、市民が自発的に、また主体的にまちづくりを進めるという「住民自治」の原点に立ち返り、市民だけでは対応できない部分を行政が補う、また、行政側も事業実施にあたっては市民意見を把握し反映する姿勢が大切です。

近年は、これまでは行政が行うべきと考えられてきた分野にも市民の参画が増えてきました。地域課題の解決や、きめ細やかで行き届いた公共サービスのためには、市民も行政も、相互の持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に生かして、福祉、教育、環境、生涯学習、防災等、幅広い分野で、共に汗を流し働くという「協働」が重要です。

地域への愛着と自発的な取り組みにより、住みよいまちづくりを行うために、市民全体で公共を支えるまちづくりが求められています。

注 7 公共サービス：この指針においては、町内会・自治会などの地域コミュニティ、NPO など各種市民活動団体、大学、企業等も含んだ、ここに住む人、働く人、集う人、すべての人たちが、日常生活や社会生活を円滑に送るために必要とされるもので、必要に応じて提供される事務事業や活動などを指します

～市民と行政との協働領域～



3 . 協働の定義

(1) 協働とは

「協働」とは、広義には「同じ目的のために対等の立場で協力して働くこと」と定義されますが、この指針では、住みよいまちづくりやまちの活性化などを行政だけではなく、私たち市民も積極的に参画して行っていくという考えが基本となっています。

わがまち室蘭を、安心して住み続けることのできる魅力あふれるまちにするために、市民も行政も、ここに住み、働き、集う人全員が協力してまちづくりを進めていくこと、これが「協働」であり私たちはその定義を、次のように定めます。

~ 協働とは ~

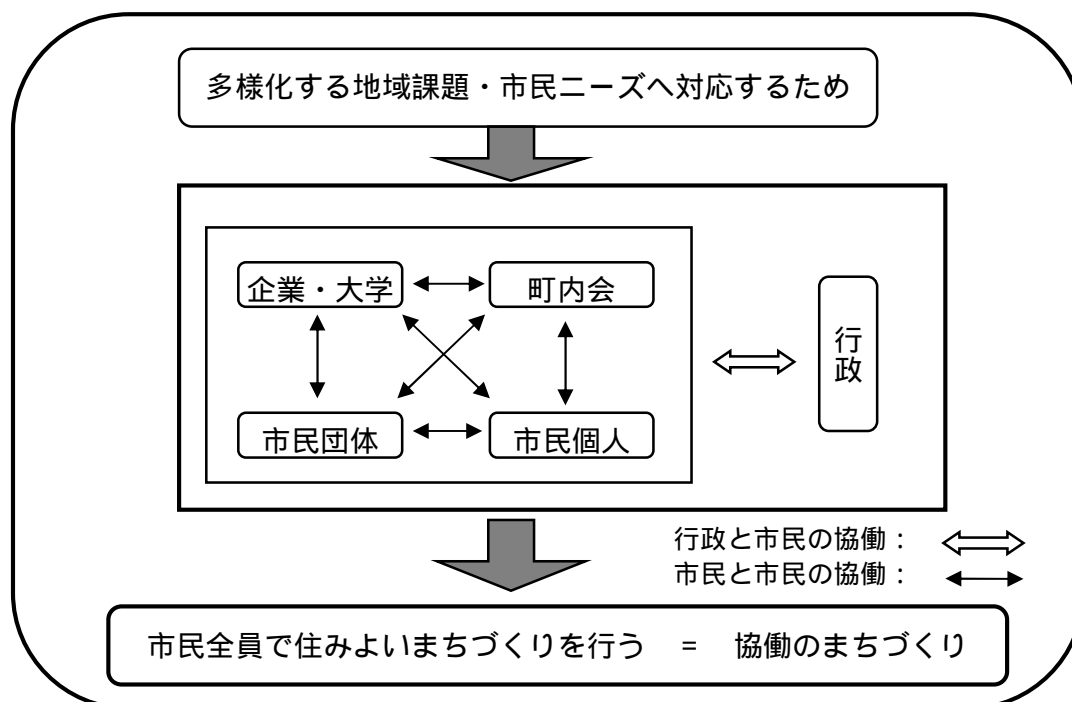
地域や社会の課題解決に向け必要な
公共サービスを市民全員で支えるために
市民や行政がお互いの特性や能力を
生かしながら連携、協力して住みやすい
まちづくりに向け取り組んでいくことです。

(2) 協働の主体

協働の取り組みを進めるのは、私たち市民ですが、この指針でいう「市民」とは、市民個人ばかりでなく、町内会・自治会などの地域コミュニティ、NPO など各種市民活動団体、大学、企業等も含んだ、ここに住む人、働く人、集う人、すべての人たちを指します。

各主体	定 義
市民（市民個人）	室蘭で暮らす、働く、学ぶ、集うなど、本市に関係する全ての個人
町内会・自治会	町内会・自治会などの地縁による団体
市民活動団体（NPO）	NPO法人、ボランティア団体、その他市内で活動する市民活動団体など
大学等	大学、専門学校、研究機関など
企業・団体	企業、事業所、商店街振興組合など
行政	市などの行政機関

～協働のまちづくりのイメージ～



4 . 協働の基本原則と形態

(1) 協働の基本原則

協働を進めていくためには、共通のルール（原則）を定め、それぞれの主体の共通認識と相互理解の基に連携することが重要です。

この原則での「対等」とは、全ての権利が平等という意味ではなく、各主体の考え方は平等に尊重されるということであると共に、その主体が持つ能力や資源に応じた役割や責任も併せ持つことです。

原則の種類	内 容
目的共有の原則	何のために協働するのかという目的を共有する。
相互理解の原則	お互いの目的や特性を理解して協力し合う。
自主・自立の原則	自立してそれぞれの力を発揮し合うと共に、相互の自主性を尊重する。
対等の原則	上下の関係がなく対等な関係にあって相互に補完し合う。
役割分担の原則	それぞれの特性が発揮できるように、果たすべき役割や責務を明確にする。
情報公開、情報共有の原則	積極的に情報を公開すると共に情報の共有化に努める。
評価の原則	相互に取り組みを評価し、次の取り組みに反映させる。

(2) 協働の形態

協働と一口に言っても、事業を行なう主体と、協力するほかの主体との間では、次のような様々な形態があります。事業の内容に応じて、最も効果的な形態で、協働を実施することが望めます。

協働の形態		実施方法（市と市民の場合）	具体例
市民主導	補助	市民と市との共通の目的を達成するため、市民が実施する事業に対し、市が資金を支援する形態。補助する、補助を受けるという立場の違いから、対等性を失いやすいので注意が必要。	町内会・自治会への各種補助金、福祉・スポーツへの補助金、市民活動への「まちづくり活動支援補助金」
	後援	市民の実施する事業に対して、市が趣旨に賛同し、後援者として名を連ねる外部的な支援の形態。財政的な支援はないが、社会的信頼性が保てることから、事業を効果的に実施できる。	市民の実施するさまざまなイベントや事業のポスター・チラシ等への記載
協力・連携	共催	市民と市が共に主催者となって共同で一つの事業を行なう形態。それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が図られる。	防災訓練の実施、室蘭市男女共生セミナーの開催、室蘭市男女平等参画プラザ祭の開催
	事業協力・協定	市民と市が、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を実施する形態。 一般的には事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書等を締結し、継続的に協力することで、協働の意識の啓発や醸成につながる。	自主防災組織の結成、行政パートナー制度を活用した事業、花と緑のサークル都市づくり事業、客船等寄港事業、ビオトープ・イタンキ管理協定、災害時協定
	情報提供・情報交換	市民と市が、それぞれ持っている情報の提供や、意見交換などを行い情報の共有を図る形態。 情報収集が効果的に行なわれる。	市民活動団体やまち「ピカ」パートナーの情報交換会

	実行委員会 協議会	市民と市が構成員となり新たな組織をつくり主催者となって事業を実施する形態。 それぞれの専門性を生かすことができるため単独主催よりも内容の充実が図られるが、企画段階からの十分な協議や情報共有、経費負担、役割分担を明確にしておく必要がある。	港まつり・スワンフェスタ・さかなの港町同窓会等の実行委員会、リサイクル協働市民協議会、みなとオアシス室蘭運営協議会
行政主導	委 託	市が担っている事業の一部または全部を市民に委託し委託者の専門性や柔軟性、先駆性などを生かして、より効果的な取り組みとする形態。	室蘭市社会福祉協議会、室蘭市体育協会等への事業委託
	企画立案・ 計画策定への参画	市の事業や計画に市民の専門的な知識や経験、情報等を反映させるため、審議会や委員会に参加して意見や提案をもらう形態。	計画等のパブリックコメントへの意見提出、まちづくり協議会への参加、市の各種審議会委員

5 . 協働に期待される効果

市民と行政への効果

市民相互、または市民と行政の協働により地域課題の解決等に取り組むことで、住民自らがまちを良くしようという自治意識と共に、地域への誇りや愛着が生まれ、また、地域ニーズに合った公共サービスが提供できます。

